

川崎市業務継続計画（BCP）発動について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年4月16日、政府は緊急事態宣言を全都道府県に拡大し、これに伴い神奈川県が「特定警戒都道府県」に指定されました。

本市においては、4月9日に本市行政運営方針を示し、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を進めてまいりましたが、より一層の対策の推進を図るため、川崎市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、4月17日から5月6日まで、川崎市業務継続計画（BCP）を発動いたします。

なお、本市のBCPが想定している新型インフルエンザと今回の新型コロナウイルスとでは、症状が異なるため、業務の実施においてはその特性を踏まえた運営が求められます。

そこで、市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、BCPへの記載の有無に関わらず、以下の業務については応援体制を含め、安定的な業務実施体制を整えていくうえで、可能な限り在宅勤務等による出勤抑制を図るものとします。

なお、業務の継続を進める上で、統一的に調整する必要のある業務が生じた際には、所管局を含め、調整を図ることとします。

- 1 医療や衛生に関する業務
- 2 災害対応や消防・救急に関する業務
- 3 証明書交付や税金・健康保険などに関する業務
- 4 子どもの居場所の確保や要援護者対策などの業務
- 5 廃棄物収集・処理や水道事業、道路や施設の維持管理に関する業務
- 6 市バスの運行に関する業務
- 7 その他、各局区で特に業務継続が必要と認められるもの